様式第1号(第2条関係)

工事請負契約書

第1条　発注者　　　　　　　(以下「発注者」という。)及び浄化槽工事業者

　　　　(以下「請負者」という。)は、南会津町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて発注者が行う浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条　この契約は、次に掲げる工事に適用される。

　　工事の場所　　　南会津町

　　工事の期間　　　　　　年　　月　　日～　　　年　　月　　日

　　設置する浄化槽

　　　　　浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合(合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策係室長通知)が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものに限る。)し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率95％以上・放流水のBODが10mg／1(日平均値)以下・窒素の除去率が10mg／1の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る浄化槽

　　工事の請負代金及び支払方法

　　　　金額　　　　　　　　円

　　　　支払方法　　　1　現金　　　2　その他(　　　　　　　)

第3条　請負者は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完了して契約の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払を完了する。

第4条　請負者は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士　　　　　　　　に実地に監視させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条　発注者及び請負者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条　請負者は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条　請負者は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び南会津町が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条　発注者は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

2　本条による変更、延期又は中止による損害は、請負者の責に帰すべき場合を除き、発注者が負担する。

第9条　請負者は、請負者の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、発注者と請負者が協議して定める。

第10条　工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、請負者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものは、発注者の負担とする。

第11条　請負者は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその責を負うものとする。

第12条　請負者は、南会津町が定める南会津町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を発注者に提出しなければならない。

第13条　発注者は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、請負者に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2　発注者は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、請負者に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が発注者の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条　瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条　次の各号のいずれかに該当するときは、発注者又は請負者は、催告その他何等の手続を要せずこの契約を解除することができる。

　(1)　第1条に基づく南会津町合併処通浄化槽設置整備事業補助金が交付されないこととなったとき。

　(2)　工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2　前項によりこの契約が解除された場合、請負者は、この契約の履行のために請負者において要した費用及び請負者において発注者のために既に支出した立替金を発注者に請求することができる。

第16条　発注者は、請負者が工事を完成するまでは、損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2　発注者は、請負者の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、発注者は発注者の被った損害の賠償を請負者に請求することができる。

第17条　請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

　(1)　第8条に基づき、工事が一時中止され又は発注者の責に帰すべき事由により着工期間が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

　(2)　発注者が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

　(3)　発注者がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと請負者が認めたとき。

第18条　請負者の責に帰すべき事由により、標記引渡期日(工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、発注者は遅滞日数1日につき請負代金総額の　分の1の違約金を請求することができる。

2　発注者がこの契約に基づいて、請負者に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、発注者は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで年利　パーセントの遅延損害金を請負者に支払うものとする。

第19条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と請負者が協議のうえ定めることとする。

　以上契約の証として、本状2通を作成し、当該者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

年　　月　　日

　　　発注者　住所

　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　請負者　住所

　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　(浄化槽工事業登録番号：　　　　　　　　　　　)

　　　　　　　　　　　 又は届出番号：　　　　　　　　　　　)